

地方における連携強化策について

平成26年6月
経済産業省

1. 経緯

近年の石油コンビナート等における事業所での深刻な爆発事故等の発生に鑑み、内閣官房の主導により、総務省消防庁、厚生労働省及び経済産業省も参加して「石油コンビナート等における災害防止検討関係省庁連絡会議」を設置。5月、同連絡会議の報告書が取りまとめられ、総務省消防庁、厚生労働省及び経済産業省は、石油コンビナート関係業界団体に対して、石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めることを共同で要請した。

同報告書には、石油コンビナート等防災本部等の機能強化や地方における関係機関の連携強化等、地方における関係機関が災害防止対策及び災害発生時における対応における連携を強化することを求めていることから、今般、当該事項に関する今後の方向性について整理。なお、都道府県知事に対しても本報告書を3省共同で通知しており、石油コンビナート等における災害防止対策の推進に引き続き努めるべく求めている。

2. 関係機関との連携に係る取組

2-1. 概要

先の産業保安監督部長会議において、地方における連携に係る取組が報告された。当該報告資料を整理したところ、現状の各関係機関との連携に係る取組としては以下のとおり。

	県(高圧・消防部局)、消防本部・消防署、労働局
平時	○石油コンビナート等防災本部、石油コンビナート等特別防災区域協議会、石油コンビナート等防災本部幹事会(道府県主催。警察本部、労働局、消防本部、監督部、コンビナート地区代表企業等が参加。)への参加。
	○石油コンビナート等総合防災訓練への参加。
	○事故発生時に備え、現場検証や情報共有、原因調査の連携依頼。
	○地区毎の各種連絡会議への参加。 ※高圧分野では、ブロック会議(本省、監督部、県の高圧担当者、KHK)を開催し、共有を図っている。
事故時	○石油コンビナート等防災本部、石油コンビナート等防災本部協議会、石油コンビナート等防災本部幹事会への参加。
	○事業者の事故調査委員会への参加。

2-2. 具体的取組事例

○石油コンビナート防災会議等への積極参加

概ね1年に1回以上開催される石油コンビナート防災会議等に参加。当該会議において、防災計画の改定や防災計画策定に貢献。

○関係機関との合同での立入調査等

北海道監督部においては、関係機関(警察本部、消防、労働局、監督部、県・市担当等)が石災法に基づく石油コンビナート等防災計画で定めたとおり、合同立入検査(3年周期で事業者一巡。全29事業者
中監督部は14事業者のみが対象。)を実施。同防災本部幹事会において、年度末に合同立入検査の実施結果の共有と次年度の実施計画の調整を行っている。

中国監督部においては、過去発生した重大事故発生時に、県及び消防と共同で立入調査を実施。

近畿支部においては、平成24年の兵庫県コンビナートの化学工場における石災法に係るA級事故発生時に、関係機関と調整を図り、県と共同で立入調査(実況検分)を実施。

○警察・消防機関等への現場連携の協力依頼

警察本部や消防本部へ訪問し事故調査等における協力を依頼。

○地域毎の各種連絡会議の開催

中国監督部においては、「中国地区コンビナート保安連絡会議」を主催し、県(岡山県・広島県・山口県)、KHK中国支部、管区6地域の石油コンビナート等特別防災区域協議会を集めて保安に係る取組を共有。また、岡山県(防災主管課)主催の水島コンビナート地区事故防止対策会議(消防、労働、県、事業所、学識者が参加。事故の反省が主な議題。)や広島県主催の大竹地区石油コンビナート等総合調整会議(消防主導。図上訓練が主な議題。)に参加。

中部においては、事業者主催の四日市コンビナート地域防災協議会が開催され、オブザーバとして三重県、三重労働局、四日市労働基準署、四日市海上保安部、四日市市消防本部とともに参加。

○事業者主催の事故調査委員会への参加

事故発生時に事業者が開催する事故調査委員会にオブザーバとして参加。

3. 今後の方針

石油コンビナート等防災本部や同防災本部幹事会等の開催や、一部地域においては別途保安に係る連絡会議を通じて、関係機関との連携の枠組みは既に構築されている。また、合同立入調査による連携も図られている。このため、今後の地方における連携に向けた対応としては、以下が考えられる。これらの取組については、産業保安監督部長会議において報告。今年度中にフォローアップする。

○石油コンビナート等防災本部及び同幹事会(各毎年1回以上開催。)に参加。同会議において、経産省における災害防止に向けた取組(事故情報分析、人材育成、事業者の保安力向上に向けた取組)についての報告を行う等、積極的に貢献。

○地域毎の各種連絡会議等を活用し、平時から、関係者(都道府県、消防、警察、都道府県労働局等)と連絡することで連携を強化。例えば、異動時には挨拶に行くなど関係者の名簿等連絡先を備えておく。

○事故時は、関係機関とできる限り合同で現場検証、事業者ヒアリングを実施する。

○他産業保安監督部が実施している連携策(合同立入調査の実施、連絡会議の開催・参加、連絡会議等に関係機関を招聘等)を検討。

4. 地方(国の出先機関、都道府県等)も含めた関係機関の連携強化策

① ～③ (略)

④石油コンビナート等防災本部の機能強化

- ・ 石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部(以下、「防災本部」という。)は、都道府県知事を本部長とし、国の機関、自衛隊、警察本部長、市町村長、消防長等を構成員としており、一元的な連絡調整等を行う組織である。したがって、予防、応急対応、災害復旧、再発防止対策等のフェーズに応じた連絡調整、防災アセスメントの実施、防災教育・訓練の実施等といった防災本部の機能の強化を図る取組を実施する。例えば、個々の防災本部で経験する事故は少ないことから、大きな事故を経験した防災本部や先進的な取組を行っている防災本部等の経験や知見を共有するため、石油コンビナート災害の現場経験者、有識者等の外部のアドバイザーの活用や地方公共団体間の担当者会議の活用を通じて広く教訓等の共有化を図る。
- ・ 石油コンビナート等防災計画の見直し等では、他の防災計画の内容や先進事例等を参考とする取組を促進する。例えば、現地連絡室の設置による事故発生時における関係機関の情報収集・集約を円滑化する取組、災害情報の地域住民等への発信の考え方の整理等が考えられる。

⑤様々なレベルでの連携強化

- ・ 平時・事故発生時ともに、地方の出先機関を含めた国、県、市の関係機関間の連携強化の取組として、例えば、事故情報等の共有、調査の円滑化や緊急対応(緊急要請等)における連携、調査段階での共同事業者ヒアリングの実施、合同指導・パトロール、共同防災訓練等を実施する。また、再発防止段階での連携を強化するため、事業者が設置する事故調査委員会の調査結果も活用しながら、国、県、市等の関係機関間で、事故調査段階での連携を図る。
- ・ 支援機関(危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会、中央労働災害防止協会、労働安全衛生総合研究所等)も含めた情報交換等を行い、平時・事故発生時における関係機関の連携を強化する。